

3月  
定例会



VOL.32

# いかだ 議会だより

平成25年(2013年)5月20日

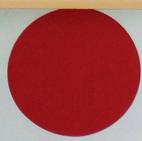
発行 愛媛県 伊方町議会

編集 議会だより編集委員会

電話 ③-0211(内線410)

③-2662(直通)

## 二名津小学校閉校記念式典



平成25年3月31日をもちまして、二名津小学校は、閉校しました。

## 135年間、ありがとうございました!!

### 今 回 の 主 な 内 容

3月定例会の動き・主な決定事項	2P~3P
平成24年度補正予算・平成25年度当初予算	3P
一般質問	4P~7P
委員会報告・議会日誌	8P



## 3月定例会の動き

第32回定例会は、3月8日～13日開催

報告4件、条例22件、補正予算11件

当初予算13件、その他2件、発議2件

(すべて原案可決しました)

報

告

# 主な決定事項

町長の専決処分事項報告  
地方自治法第180条第1項の規定に基づき議会の議決により指定された町長の専決処分事項の同条第2項の規定による報告（第1・第2・第3号）

平成24年度伊方町土地開発公社決算書の提出  
地方自治法第243条の3第2項の規定により決算書を提出

## 条 例

伊方町農林漁家婦人活動センター条例を廃止する条例制定  
伊方町情報公開条例及び伊方町個人情報保護条例の一部を改正する条例制定  
国有林野の管理経営に関する法律の一部改正により、国有林野事業が国有企业でなく

伊方町災害派遣手当及び伊方町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部を改正する条例制定  
伊方町新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、他団体からの職員派遣を受ける場合の手当を制定するため条例の一部を改正

伊方町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定  
地方公務員災害補償法の改正に伴う一部改正

伊方町廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例制定  
伊方町一般廃棄物最終処場が本年度完成に伴い、条例の一部を改正

伊方町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例制定

伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定

伊方町奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定  
奨学資金の貸付に必要な資金を確保するために基金の額

伊方町新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定より、伊方町新型インフルエンザ等対策本部条例を制定

伊方町保育所条例の一部を改正する条例制定  
婦人活動センターの用途変更に伴い、集会所として管理するため、条例の一部を改正

伊方町障害者自立支援判定審査会の委員の定数等を定める条例の一部を改正する条例制定

伊方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定  
入所児童数の減少に伴い、平成25年3月31日付けをもつて、二名津保育所を廃止するため条例の一部を改正

伊方町宿泊施設の規制に関する条例の一部を改正する条例制定

伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定

伊方町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例制定

介護保険法の一部が改正され、事業の人員、設備及び運営に関する基準が条例委任されたことに伴い、条例を制定

### 伊方町町道の構造の技術的基準を定める条例制定

道路法の改正に伴い、町道の構造の技術的基準を定めるため、条例を制定

### 伊方町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例制定

道路法の改正に伴い、町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を制定

### 伊方町高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例制定

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正に伴い条例を制定

### 伊方町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例制定

河川法の改正に伴い、準用河川管理施設等の構造の技術の基準を定める条例を制定

### 伊方町公営住宅等の整備基準を定める条例制定

公営住宅法の改正に伴い、整備基準を定める条例を制定

### 伊方町水道事業の布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例制定

水道法の一部改正に伴い、条例を制定



町営住宅湊中団地現地視察

伊方町湊浦字白崎1番13から同字赤崎74番11に接する護岸に至る間の地先  
面積 5,692.83m<sup>2</sup>  
公有水面埋立地

## 発議

### 伊方町議会委員会条例の一部を改正する規則制定

地方自治法の一部改正に伴い、条例の一部を改正

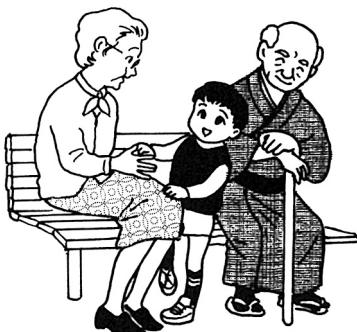
### 伊方町議会会議規則の一部を改正する規則制定

地方自治法の一部改正に伴い、規則の一部を改正

## その他の

### 新たに生じた土地の確認

新に生じた土地の所在  
伊方町湊浦字白崎1番13から  
同字赤崎74番地11に接する護岸間に至る間の地先  
面積 5,692.83m<sup>2</sup>  
公有水面埋立地



## 平成25年度 伊方町会計別当初予算総額

(単位：千円)

区分	会計名	平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	比較	
				(A)-(B)=(C)	C/B(%)
普通会計	1. 一般会計	9,168,872	10,945,600	△ 1,776,728	△ 16.23
	2. 学校給食会計	37,012	39,067	△ 2,055	△ 5.26
	3. 住宅新築資金等貸付事業会計	720	1,045	△ 325	△ 31.10
計		9,206,604	10,985,712	△ 1,779,108	△ 16.19
特別会計	4. 国民健康保険会計	2,504,034	2,556,637	△ 52,603	△ 2.06
	・事業勘定	1,836,498	1,877,697	△ 41,199	△ 2.19
	・直営診療施設勘定	667,536	678,940	△ 11,404	△ 1.68
	5. 港湾整備事業会計	29,817	20,538	9,279	45.18
	6. 後期高齢者医療保険会計	163,817	169,984	△ 6,167	△ 3.63
	7. 介護保険会計	1,223,840	1,071,677	152,163	14.20
	8. 介護サービス会計	13,626	15,244	△ 1,618	△ 10.61
	9. 公共下水道事業会計	485,673	491,397	△ 5,724	△ 1.16
	10. 小規模下水道事業会計	49,771	48,755	1,016	2.08
	11. 特定地域生活排水処理事業会計	39,730	39,670	60	0.15
	12. 風力発電事業会計	61,636	44,709	16,927	37.86
	計	4,571,944	4,458,611	113,333	2.54
金銭合計	13. 水道事業会計	349,320	350,960	△ 1,640	△ 0.47
	合計	14,127,868	15,795,283	△ 1,667,415	△ 10.56

## 平成24年度補正予算

一般会計予算 137億4,907万7千円に

(単位：千円)

会計名	補正額	補正後
一般会計(第8号)	842,718	13,749,077
国民健康保険特別会計(第4号)事業勘定	△23,093	1,925,096
直営診療施設勘定	△42,641	667,862
学校給食特別会計(第2号)	△1,596	37,634
後期高齢者医療保険特別会計(第2号)	203	169,515
介護保険特別会計(第3号)	19,677	1,103,378
介護サービス特別会計(第2号)	△453	11,034
公共下水道事業特別会計(第2号)	△12,680	411,198
小規模下水道事業特別会計(第2号)	△4,259	45,710
特定地域生活排水処理事業特別会計(第2号)	△7,331	32,563
住宅新築資金等貸付事業特別会計(第1号)	△83	962
水道事業会計(第2号)収益の支出	△17,413	262,513
資本的支出	△2,780	67,865

一般質問

## 通告概要

篠川長治議員

○原子力防災訓練等について

○原発停止の長期化に伴う民宿業者等の支援策について

# 森田和美議員

篠川長治議員



## 原子力防災訓練等について

問 伊方発電所において福島第一原発と同様の事故が発生した場合を想定し、愛媛県や関係市町など約1万3千人によ

(乙) 福島第一原発と同様の事故が発生した場合における避難時の移動手段や避難先の確保等について。

(丙) 伊方発電所で、万が一福

盛り込んで、実施することは非常に困難であります。また私は、訓練というものに、ここまでやれば万全だというのもあり得ないと考えていました。従つて、まずは訓練のための訓練から始まり、必要と考えられる一定の条件を想定した訓練を重ね、より多くの検証結果を有効に活用し、今後の訓練等の充実を図りたいと考えています。そのような

る広域避難訓練が行われました。県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の修正案を2月に正式決定し、本町においても3月中に広域避難計画を作成する方針と聞いております。そこで次についてお尋ねします。

(2)積立資金の他、万が一に備えとして、四国電力から一定の額を町が定期的に受け入れ、緊急事態が発生時における補償の一部前渡金の基金とする考え方はないといふべきです。

島のような事故が発生した場合に、四国電力が安全協定に基づく損害賠償を確實に実行できるか否かが非常に心配されます。安全協定において、四国電力は、発電所の設置、運転等に関連した風評等による被害の補償に備え、適正な資金を積み立てておかなければならぬと定めています。そこで、**①適正な積立資金の額とは**どうか。

ことから、現在実施している訓練においても、必ずや何らかの成果が得られているものと確信しております。

(2) 原子力災害時の住民避難については、愛媛県が広域避難計画を策定することになります。本町においては、半島という地形上の問題から発電所以西の瀬戸、三崎地域の住民をいかに安全に避難させるかが1つの課題であり、三崎地域の住民からは逃げ場がないという不安の声も届いております。従ってこれから具体化する広域避難計画の策定にあたっては、県や国、民間事業者などあらゆる関係機関とタイアップし、実現可能な避難計画にしたいと考えております。

(3) 福島第一原発の事故に伴う損害賠償は、東電の責任の下、国が損害賠償の体制を整備し、想定外の膨大な損害に対する補償業務を行つている現実があります。一方、現在の伊方発電所に関する安全協定は福島のような大事故を想定していない状況下において締結されたものであるため、その積立資金の額に関しては、福島の事故に伴う賠償の現状からすればならない状況にあるかもしれません。しかしながらすれば、その認識を改めなければならぬ状況にあると確信しております。

え方についても明確な位置付けが必要です。まず、災害時の全ての賠償をこの積立金によって行うというのであれば、賠償額に相当する積立金が必要になります。一方、現在、福島においては東電が加入する損害賠償保険や国の支援が行われていますが、それでも十分な財源の見通しは立っていません。そのため、この積立金は緊急時の当面の費用の積立という考え方であれば、賠償額相当は必要無くなる訳であります。いずれにしても、事業者が積み立てる積立金をどのように位置付け、被害が生じた際、どのように対応するのか、事業者において適切に判断をした上で、万全を期していただく必要があると思いますので、今はその具体的な金額について答えようがありません。また、議員は万が一に備えて、四電から一定額を町が定期的に受け入れ、緊急事態の補償のための基金とする考えはないかと申されました。私も、万が一の事故に備えて、事前に対策を講じておが負うべきものであります。従つて、町が事業者に対し、事前に負担を求め、基金に積



際、協定書に則つて毅然とした対応をとる必要があると看えます。

(3) 町は、協定書の規定による収支監査を直ちに実施して、受け入れ実績報告及び収支決算内容など、全ての開示を求めます。

(4) 協会の歴代会長の氏名と在任期間

(5) 協会の理事の氏名と在任者との氏名と在任期間の開示を求めます。

（6）協会の事務局及び会計監査の歴代会長の氏名と在任者の氏名と在任期間の開示を求めます。

答　これまでにもご説明してきましたが、直近では平成24年12月の全協において、問題解決に向けた協議を願い、今後進め方を確認していただきました。その際、現在、協会において土捨場事業を完了させ、地権者に土地を返還するための整地作業を行っているが、1名の地権者について同意が得られず、作業が進まない状況となっていることを報告し、今後は地権者の同意を得るために、地元にもご協力をいただき、問題解決に全力で取り組むことを確認いただいた所であります。そこでご質問に対する回答ですが、（1）議員が偽造ではないかと言わされた収支決算一覧表については、過去に協会が町に提

出しております各年度ごとの収支決算報告書を一覧表にまとめたものであります。なお、作成の際には報告数値の確認を行う必要があると判断し、貯金通帳等との照合を行い、その確認結果を記載しております。つまり、収支決算一覧表の記載内容は、協会が提出した収支決算報告書を正確に転記した上で、更に確認結果について正確に記載し、作成したものであります。従って、収支決算一覧表の作成に関し、偽造を疑う余地は一切ありません。

（2）まず協定書は、契約当事者である旧三崎町と協会の双方において、それぞれの権利や義務を定めておりますが、過去に収支決算書を提出し、監査を受けたと主張する協会に対し、旧三崎町においては、その事実を証明する職員がいないこと、またその協定書の存在さえも知らないと判断しております。なお、協会は、独立して活動する民間団体であり、町の組織の一部ではありませんので、町の判断で協会の情報等を開示することは出来ません。

（4）から（6）についても、先ほどと同じく、独立した団体に関する質問ですので、これにお答えし、情報を開示することとは出来ません。

今まで協会に対する指導監督は無かつたことから、町はこれまで

ません。議員は、協定書に則つて毅然とした対応をとる必要があると申されました。まさに現在、その問題を旧三崎町から引き継いだ伊方町として、毅然たる態度で協会に対し、その責任を果たすべく取り組んでいる所であります。

(3) 協会においては役員である監事が会計監査を行うことになっており、町に提出された収支決算書は協会の内部手続きを得た書類であります。町は、協定書において収支決算書を受理し、監査を行うことになつていますが、先ほどご説明したように、既に監査を行つて収支決算一覧表として取りまとめて、議会に報告しておりますので、町としては監査手続きは既に終えていると判断しております。なお、

（4）町または社協において、ボランティアグループに助成して頂けると思いますが、その内容とグループ名についてお伺いします。

（4）町または社協において、ボランティアについて、ボランティア連絡協議会が設置されていますが、その内容とグループ名についてお伺いします。

（2）各市町の社協にボランティア連絡協議会が設置されていることは、それぞれの社協において判断し、対応される事柄でありますので、私が意見を申し上げる立場にありません。あえて、申し上げるならば、ボランティアに対する支援等は全国的にも社協が中心となり、情報提供や連携を図るための取り組みなどを行つて行つてあります。

（4）から（6）についても、厳密にはボランティアとは言えませんが、日本では奉仕活動の同義語として、ボランティアが使われており、近年では有償ボランティアという言葉さえ使われております。このため、町内で様々な活動している団体がボランティアグループかどうかの判断が非常に難

しい訳であります。このことであらかじめお断りした上で、答弁させていただきます。

（1）町内において活動されている団体は31団体、今回の質問に伴い、社協に問い合わせたところ、それ以外に16の団体が報告されており、合計で47となっています。なお、この団体等が自由な意志に基づいて結成されたものかどうかについて団体は町へ届け出る必要はなく、また、町も十分に把握をしておりません。従つて、ご質問のグループ名の公表については、控えさせていただきます。

福祉分野におけるボランティア活動が社協を中心として、県の社協等とも連携を図りながら、活発な活動が展開されるよう期待している所であります。

(3) 社協や各団体の活動を所管する課において、それぞれの主体性を尊重しながら、その求めに応じて必要な支援を行っておりますが、近年、行政や民間を問わず、ボランティア活動に対する様々な支援の輪が広まってきた。そのような支援策に関する情報を積極的に提供し、有効に活用できる環境の整備が必要と考えています。特に、阪神淡路大震災、東日本大震災以降、災害ボランティアの活躍とその存在意義が高く評価されておりますので、今後は災害ボランティアへの取り組みが必要になるものと考えております。

(4) 町が助成を行っている団体は、先の47団体の内、6団体。社協が助成を行っている団体は、17団体であります。なお、助成の内容は、活動費、もしくは事業費に対する助成であります。各グループごとの助成内容を公表することは適切ではないとの判断から、この場での公表は控えさせていただきます。

(町長)

## 桝田和美議員

ことができるかお伺いします。



答 本町では、現在、期日前投票を行った際には、投票所において宣誓書を記載していました

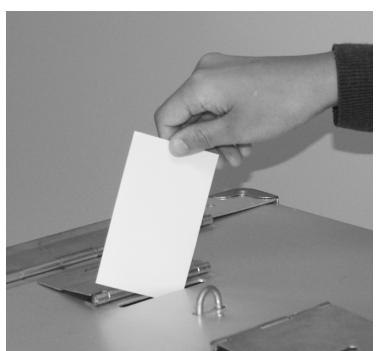
ただく方式しております。

半の方はスマートに記載され投票を済ませますが、投票という行為が厳肅であり、過度に緊張する方がおられるかもしれません。そこで、議員ご提案の、投票所入場券の裏面を活用し、事前に記載することにより、投票者の利便性の向上や、投票の受付事務の簡素化、更には投票時間の短縮が可能となります。去る3月5日に開催された町選挙管理委員会に提案したところ、委員各位にご賛同をいただき、次回、町議会議員選挙より入场券の裏面に宣誓書を記載することが決まりました。そのことをお知らせする共に、議員の改善提案に対しまして、お礼を申し上げます。

## 選挙の期日前投票手続 きの簡素化について

問 平成15年から始まりました期日前投票制度は、直接投票箱に投票が出来、年々増加傾向にあります。本町においても総投票数の約1/4の方がこの制度を利用してあります。

期日前投票の導入により不在者投票よりも手続きは簡素化されましたが、当日投票に行けない理由、住所、氏名を記入します。期日前投票の時に記入する宣誓書が投票所入場券の裏側に既に印刷されており、自宅で記入し投票所へ持参する事で投票人がリラックスして投票を行つことができ、事務手続きも簡素化、事務費用も低減され、投票率のアップにも繋がると考えます。高齢者の多い本町でも投票所入場券の裏側を宣誓書とし、事前に記入する



(町長)

## 小・中学校の耐震化 (天井等落下防止対策) について

小・中学校

では、文部科学省において、平成27年度までの出来るだけ早い時期に、耐震化完了を目指す。

投票を行った際には、投票所において宣誓書を記載していました

ただく方式しております。

半の方はスマートに記載され投票を済ませますが、投票という行為が厳肅であり、過度に緊張する方がおられるかもしれません。そこで、議員ご提案の、投票所入場券の裏面を活用し、事前に記載することにより、投票者の利便性の向上や、投票の受付事務の簡素化、更には投票時間の短縮が可能となります。去る3月5日に開催された町選挙管理委員会に提案したところ、委員各位にご賛同をいただき、次回、町議会議員選挙より入场券の裏面に宣誓書を記載することが決まりました。そのことをお知らせする共に、議員の改善提案に対しまして、お礼を申し上げます。

問 学校施設の耐震化については、文部科学省において、平成27年度までの出来ることを目指す。公立小・中学校の耐震化や老建築対策、非構造部材の耐震対策に対応するため、1,884億円が計上されています。公立小・中学校の校舎の耐震化は、今年度末には90%の耐震化率を達成する見込みです。反面、天井材や照明器具、外壁などの非構造部材の落下防止等の耐震化については全国でも3割にも達してなく耐震点検すら行われていないのが現状です。多くの子どもたちが活動する学校、体育館などの天井崩壊等は致命的な事故を引き起こす可能性は大であります。本町における学校施設の非構造部材の耐震点検や耐震対策の実施に向けたお答えをお聞かせ下さい。

答 学校施設における天井等落下防止対策について平成24年9月に文部科学省及び愛媛県教育委員会から通知が出されており、その内容は、非構造部材のうち、致命的な事故が起こりやすい体育館等の天

井等に対する点検を可能な限り平成25年度中に、遅くとも平成26年度までに実施すること。更に、体育馆等の天井等でに速やかな完了を目指すこととされています。これを受けまして、平成25年1月に小・中学校体育馆の天井等の調査を実施しました。その結果、各小・中学校の体育馆の天井については、吊り天井等の非構造部材は無いこと、また一部の学校が使用しております社会体育馆の体育馆についても天井に非構造部材が無いことの確認を行っております。しかしながら、国・県がいうところの非構造部材は天井や外壁、内壁、照明器具、窓ガラス、書棚等、構造体と区別した部材としていることから、施設全体を対象とした非構造部材の点検をまだ行っていないため、完全に耐震点検が終了したとはいえない現状であります。今後の計画としましては、平成25年度に施設における非構造部材の耐震点検を実施したいと考えております。その結果に基づき、適切な耐震対策を十分検討し、非構造部材の耐震化推進の取り組みを進めたいと考えております。

(教育長)



## 委員会（協議会）報告

月 日	委員会（協議会）	概 要
2月25日	議会運営委員会	第32回定例会の運営について
3月4日	議員全員協議会	条例の制定等について 第3次伊方町行政改革大綱について 原子力災害対策施設等整備について 原子力発電施設立地地域共生交付金について 伊方町ホームページ見直しにかかる検討結果について 旧神崎教員住宅用地及び旧神崎公営住宅用地の払い下げについて 伊方町農林漁家婦人活動センターの用途廃止について 伊方町農水産物処理加工施設改修事業について 亀ヶ池温泉の運営状況について 八幡浜漁協の財務状況に関する報告について 放課後児童クラブ事業概要について その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>①平成24年度伊方町一般会計補正予算（第8号）概要</li> <li>②繰越明許費について</li> <li>③出張所の執務時間の変更について</li> <li>④その他</li> </ul>
3月11日	総務文教委員会 生活福祉委員会 産業建設委員会	平成24年度各会計予算審議（委員会合同）

## 議会 目誌

2月18日	県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会(松山)	3月17日	伊方町消防団出初式 名坂道路開通式
20日	伊方町環境審議会	19日	県市町振興協会第3回臨時評議員会(松山)
22日	県町村議會議長第64回定期総会（松山）	21日	八幡浜地区施設事務組合議会定例会
24日	伊方町生涯学習推進大会	22日	小学校卒業式 伊方原子力発電所環境安全管理委員会(松山)
25日	議会運営委員会	25日	二名津小学校閉校式
27日	伊方町防災会議	26日	八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合議会定例会 地域振興センター運営委員会
3月1日	三崎高等学校卒業式 行政改革推進委員会	27日	県町村監査委員協議会第13回定期総会(松山)
4日	議員全員協議会	28日	二名津保育所閉所式 町環境監視委員会 生涯学習センター運営委員会
5日	県過疎地域自立推進協議会定期総会（松山）	29日	県町村議會議長会第2回臨時会 辞令交付式（退職者）
8日	第32回定例会		
11日	合同委員会		
13日	第32回定例会		
15日	中学校卒業式 例月現金出納検査（監査委員）		